

いわゆる小山評定についての諸問題

— 本多隆成氏の御批判を受けての所見、及び、家康宇都宮在陣説の提示 —

白 峰 旬

【要 旨】

いわゆる小山評定に関しては、本多隆成氏が存在論の立場から、筆者（白峰）が否定論の立場から論争（小山評定論争）が続いているが、本多氏が論文「「小山評定」再論—白峰旬氏のご批判に答える—」を、2015年10月に『織豊期研究』17号に発表し、拙論への御批判を提示された。本稿では、本多氏による拙論への御批判を検討し、私の所見を示すこととする。

【キーワード】

上杉討伐、小山評定、徳川家康、稲葉通孝、宇都宮

はじめに

いわゆる小山評定に関しては、本多隆成氏が存在論の立場から、筆者（白峰）が否定論の立場から論争（小山評定論争）が続いているが、本多氏が論文「「小山評定」再論—白峰旬氏のご批判に答える—」⁽¹⁾を、2015年10月に『織豊期研究』17号に発表し、拙論への御批判を提示された。本多氏におかれては、御多忙の中、わざわざ御執筆の労を執られたことに対し深く感謝したいと思う。

いわゆる小山評定についての本多氏の前掲論文における拙論への御批判を検討し、私の所見を示すことは、小山評定論争についての議論を進めることになると思うので、以下に私の所見を示していきたい。

1. 本多氏による批判の論点

本多氏の前掲論文（以下、本多論文と略称する）における拙論への批判の基本的な論点は、

- (1) 福島正則の動向として、7月19日に家康が正則に対して西上を命ずることが、はたしてあったのかどうか。その前提として、石田三成・大谷吉継らの挙兵の報もない中で、7月18日以前に三成の「別心」を見越して上杉討伐を中止し、諸大名を西上させることを徳川中枢サイドで決定できたのか。また、正則は7月中旬に居城である清須城に到着していたなどといえるのかどうか。
- (2) 当時、主従関係になかった豊臣系諸大名のいっせいの西上や東海道諸城のいっせいの在番制などという重要な方策が、家康の一方的な命令で行い得たのかどうか。そのためには諸

將の同意と納得を得ることが不可欠で、それを取り付けたのが7月25日といわれる小山での談合・評定であったとみるができないものかどうか。

という2点である。

上記(1)の7月19日の福島正則の西上に関する問題は、「7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」⁽²⁾の解釈に関する問題であり、このことと、正則が7月中に居城である清須城に到着していたことについては、本多氏による批判への反論として、拙稿「小山評定は本当にあったのか？」⁽³⁾においてすでに述べたので本稿では省略する。

ただし、付言すると、本多論文では、前掲「7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」の解釈として、「そもそも19日説では、「人数之儀者被上」とするのであるから、軍勢についてはそのまま西上させ、「御自身」つまり正則だけが江戸に戻るようにとっていることになる。そうすると、正則はこの書状以前に、たとえば18日頃にすでに西上を開始していたということになり、もし西上を命ぜられるようなことがあったとすればその時点のことであり、19日付けとするこの書状によって西上を命じられたなどというのは誤りとなる。」(下線引用者)としているが、前掲「7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」には「そのまま」に該当する語句は入っていないので、「たとえば18日頃にすでに西上を開始していたということになり」というような解釈にはならないのである。よって、「19日付けとするこの書状によって西上を命じられた」と理解してもなんら問題はないことになる。

このように考えると、本多論文で「19日説をとる白峰説では、正則はすでに西上を開始していることになるにもかかわらず、徳永はこれと同行するどころか、黒田長政とともに正則を呼び戻す役割を担っているのである。白峰氏はこの矛盾を、いったいどのように考えられるのであろうか。」と指摘された点に関して、前掲「7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」に徳永寿昌の名前が出ていても問題はないことになる。

また、本多論文では〔史料3〕の「8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」⁽⁴⁾について、「小山において上方を優先すべきだと家康に進言した諸将として、正則は真っ先に名前をあげられているのであるから、正則が諸将に先立って19日に西上を命じられたというようなことはあり得ず、このことから白峰説が成り立たないことは明白である。」(下線引用者)と指摘しているが、前掲「8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」には、「小山において」諸将が家康に進言したとは書かれておらず、この家康書状からは、諸将の家康への進言がいつどこでおこなわれたかは全くわからないのである。よって、「このことから白峰説が成り立たないことは明白である」という本多論文の指摘は成立しないことになる。

それから、上記(1)における「7月18日以前に三成の「別心」を見越して上杉討伐を中止し、諸大名を西上させることを徳川中枢サイドで決定できたのか」という問題については、上杉討伐のために出陣した稲葉通孝がどこから国許へ帰ったのか、という問題に関係するので、この点の検討については後述する。

上記(2)の「当時、主従関係になかった豊臣系諸大名のいっせいの西上や東海道諸城のいっせいの在番制などという重要な方策が、家康の一方的な命令で行い得たのかどうか」という問題は、「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」⁽⁵⁾の解釈に関する問題であり、この点については、本多氏による批判への反論として、前掲・拙稿「小山評定は本当にあったのか？」⁽⁶⁾においてすでに述べたので本稿では省略する。

なお、付言すると、本多論文では「白峰氏が自説の大きな拠り所とされているのは、⑦にみられる書状の到着期間の問題である」としていろいろな事例を示しているが、清須―江戸間が最短であしかけ3日で可能ということさえ論証できればそれでよいのではないだろうか。そして、本

多論文では「3日に書かれたとすると、使者はその日の4時や5時などという早朝に出立することはできなかったであろう。」とし、「〔史料2〕の場合は先に述べたように、実質的には2日半ほどしかなかった」としているが、「早朝に出立すること」ができたかできなかったか、というのは仮定の問題になってくるので断定はできないであろう。

また、本多論文では「白峰氏には、書状を出す時点と相手がそれを受け取る時点とでは時間差があり、それを見込んだ指示が出されることがあり得るということに対する認識が乏しいように見える。」と指摘して、「8月4日付福島正則宛徳川家康書状」⁽⁷⁾や「8月朔日付田中吉政宛徳川家康書状」⁽⁸⁾の事例を示しているが、尾張国内の明地における年貢徴収を申し付けること（「8月4日付福島正則宛徳川家康書状」）や、伊勢国へ渡海するための船の用意を求めること（「8月1日付田中吉政宛徳川家康書状」）を、書状を受け取る相手が到着する以前に指示すると考える方が不自然ではないだろうか。年貢徴収や渡海の船の準備の指示というのは、すぐにその作業に取るかかる前提でその書状を出しているであろうから、いつ到着するのかわからない相手に途上の時点でそうした指示を出すとは考えにくい。特に、前掲「8月朔日付田中吉政宛徳川家康書状」では、「其許船丈夫被申付、可被渡海候」⁽⁹⁾と記されていて、「其許」と明記されているので、8月1日の時点で田中吉政が「其許」（岡崎）にいたことは明らかである。

そのほか、本多論文では「最上義光宛家康書状で三成らが「触状」を廻しているとしているのは、「内府ちかひの条々」を指している可能性が高いといわれるが、まったくの推測である」と指摘している。しかし、この点は、石田三成らが出したとしている「触状」なるものが、全く伝存していないことから、「内府ちかひの条々」を指している可能性が高い、としたのであって、「まったくの推測である」わけではない。これが「まったくの推測である」と断定するのであれば、石田三成らが出したとしている「触状」なるものを、本多氏は一次史料として提示すべきであろう。

2. 稲葉通孝はどこから国許に帰ったのか

本多論文では、「7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状」⁽¹⁰⁾における「関東陣沙汰」を上杉討伐にかかわるものと認めたとうえで、「白峰氏は、通孝は家康サイドから上杉討伐の延期を伝えられ、途中から国許に帰っているとみて、18日以前の段階で、三成の「別心」を見越して上杉討伐を中止し、諸大名を西上させることを徳川中枢サイドで内密に決定したといわれるのである。しかし、筆者（引用者注：本多氏）は三成らの挙兵もない中で、三成の「別心」を見越して、そのような決定が行われるようなことは、やはりあり得ないと考えられる。」と批判している。

さらに、本多論文では、「通孝は美濃から出陣して間なしにこの情報（引用者注：前掲「7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状」の前日に三奉行の檄文と「内府ちかひの条々」が出されたことを指す）に接し、ただちに軍を返して帰宅したのではなかろうか。そのように考えると、この通孝書状は家康とは直接のかかわりがなく、この書状を根拠として、18日以前に上杉討伐の中止と諸大名の西上とを徳川中枢サイドで決定した、というような白峰説は成り立たないといわなければならない。」と批判している。

この稲葉通孝書状の問題は、通孝がどこまで出陣して、どのような理由で、どのような情報をどこから得て（或いは指示をされて）、国許に帰ったのか、という問題である。

たしかに本多論文で指摘しているように、「内府ちかひの条々」が出されたのは7月17日であり、前掲「7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状」の前日にあたるので、その情報に接して国許に帰った、というのも考えられる想定の一つであると思われる。ただし、本多論文では、稲

葉通孝がどこまで出陣し、どこでどのような形で「内府ちかひの条々」が出されたことを知ったのか、という点については言及がない。

よって、こうした点について次に検討していきたい。『時慶記』慶長5年(1600)7月13日条⁽¹¹⁾には、「陣立ノ衆少く、帰衆在之ト、不審也」と記されていて、(上杉討伐のために出陣した)陣立の衆(の中で)少々帰ってきた衆がいる、とのことであり、(このことは)不審である、としている。また、『義演准后日記』慶長5年7月15日条⁽¹²⁾には、「寂前出陣衆、江州邊ヨリ歸陣」と記されていて、最前(上杉討伐のために)出陣した衆が近江あたりより帰陣した、としている。

このように、上方では7月13日、同月15日の時点で、上杉討伐のために出陣した部将が帰ってきている。「内府ちかひの条々」が出されたのは7月17日であるから、7月13日はその4日前、7月15日はその2日前にあたる。ということは、これらの帰ってきた部将は、「内府ちかひの条々」とは関係なく帰ってきたことになる。その理由を推測すると、『義演准后日記』慶長5年7月15日条では、上述のように、近江あたりより帰陣した、としているので、この場合、上杉討伐のために上方から出陣した部将は、近江より東へは行っていないことになり、「内府ちかひの条々」を出す以前(7月13日以前)から三奉行サイド(豊臣公儀)は、反家康の動きを活発化させ⁽¹³⁾、上杉討伐のため東下する諸将の軍勢をストップさせるために動いていたことになる。具体的には、近江から美濃へ抜ける中山道ルートの近江・美濃の国境付近に関所を設けて、上杉討伐のため東下する諸将の軍勢を国許に帰らせる指示を出していたのであろう。このことから、7月13日以前の段階で三奉行サイド(豊臣公儀)は上杉討伐を中止して反家康の動きにシフトしていたことがわかる。

このように考えると、稲葉通孝は上方から上杉討伐のために出陣して東下しようとしたところ、近江・美濃の国境付近の関所で三奉行サイド(豊臣公儀)からの指示により国許に帰った、と想定することも可能である⁽¹⁴⁾。上述のように、本多論文では、稲葉通孝が三奉行の檄文と「内府ちかひの条々」が出されたことを知り、ただちに軍を返して国許に帰った、と想定しているが、前掲「7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状」の内容からは、7月18日の時点で通孝は国許にいたように読めるので、前日に出された「内府ちかひの条々」のことを知って国許に帰った、とすると日程的に早すぎる感じはする(国許からかなりの近距離の地点で帰ったと想定することもできなくはないが)。とすれば、上述したように、稲葉通孝が上方から上杉討伐のために出陣して東下しようとしたところ、近江・美濃の国境付近の関所で三奉行サイド(豊臣公儀)からの指示によって国許に帰った、と想定する方が現実的であろう。

ただし、前掲「7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状」において注意すべき点は、「関東陣沙汰も相延候由にて、道より令帰宅候」と記されている点である。上杉討伐を延期した、とする情報源は家康サイドであり、三奉行サイド(豊臣公儀)からの指示によって稲葉通孝が国許に帰ったとすれば、上杉討伐は延期ではなく中止になった、と通孝は書状で書くはずである、と私見では以前は考えていた。しかし、「7月26日付京極高次宛徳川家康書状」⁽¹⁵⁾では「閣此方、急度上洛申候條」(「閣」は止める、という意味なので、上杉討伐を中止するという意味になる)、「7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」⁽¹⁶⁾では「其表御断之儀も、先以御延引尤候」(「御断之儀」が上杉討伐のことを指すとすれば、「御延引」と記されているので、上杉討伐を延期するという意味になる)と記されているように、徳川サイドの発給書状においても、上杉討伐を延期するの中止するの記載の意味としては一定していない。

その一方で、「7月20日付加藤貞泰宛徳川家康書状」⁽¹⁷⁾では「就其元雑説、出陣延引之由尤候」と記されていて、加藤貞泰から家康に対して、上杉討伐への出陣を「延引」することを知らせてきたことを家康が了承した、という意味になる。加藤貞泰が三奉行サイド(豊臣公儀)からの指

示によって上杉討伐への出陣を取り止めて国許に帰ったとすると、こうしたケースでも上杉討伐を延期するという意味の記載をしたことになる。

以上のように考えると、稲葉通孝は三奉行サイド（豊臣公儀）からの指示により、上杉討伐のため東下せず国許に帰った可能性も考慮しなければならないので、通孝は家康サイドから上杉討伐の延期を伝えられ、途中から国許に帰った、とするこれまでの拙論の想定については、本多氏による御批判も考慮し、一旦取り下げて今後再検討することにした。

3. 家康はいつ「内府ちかひの条々」が出たことを知ったのか

家康は、「内府ちかひの条々」が出たことをいつ知ったのかという点について、本多論文では「7月17日に輝元が大坂城に入り、同日に三奉行の檄文と「内府ちかひの条々」が発せられたことを家康方が知るの、やはり28日の遅くであったと考えるからである。」「内府ちかひの条々」が発せられたことを家康方が知るの、やはり28日遅くであると再確認した。」と指摘している。

つまり、この本多論文の見解によれば、7月17日に「内府ちかひの条々」が出されて、7月28日の遅くまで、家康は「内府ちかひの条々」が出たことを全く知らなかったことになる。日数を計算すると、7月17日に「内府ちかひの条々」が出されて、その11日後にやっと家康が知った、ということになる。

約10日もの長い間、家康は「内府ちかひの条々」が出されたことを全く知らなかったとすると、家康の情報収集能力は相当劣悪なものであったことになるが、本当に家康は、約10日もの長い間、全く知ることができない環境にいたのであろうか。こうした想定が出てくる背景には、家康は間接的に「内府ちかひの条々」が出されたことを知った、という前提でこれまで考えられてきた点があろう。

しかし、結論から先に言うと、「内府ちかひの条々」は家康に対して直接送られていたのである。その点について以下に検討したい。

「内府ちかひの条々」に関する記載は、『義演准后日記』7月18日条⁽¹⁸⁾に「徳善院・増田右衛門・長東大藏大輔三人、家康へ條數ニノ江戸へ遣之云々」と記されている（ただし、「徳善院」の記載箇所は塗抹〔見せ消ち〕されている⁽¹⁹⁾）。

この中の「條數」とは「内府ちかひの条々」を指すことは明らかなので、「内府ちかひの条々」が当時家康がいた江戸へ遣わされた、ということになる。このことから、三奉行が「内府ちかひの条々」を江戸の家康に対して直接送ったことは明らかであり、三奉行が「内府ちかひの条々」を出した7月17日に大坂から江戸の家康に対して送付したとすれば4日～5日後（つまり、7月21日、22日）には江戸に届くはずであり⁽²⁰⁾、それを家康が知らない（見なかった）ということはあるえないので、上記の本多論文の見解（7月28日の遅くに、家康は「内府ちかひの条々」が出されたことを知った）は再検討が必要であろう。

これまでの通説では、「内府ちかひの条々」は諸大名に対して出されたものであり、「内府ちかひの条々」が家康に対して直接送付されたという指摘はされてこなかったが、そもそも「内府ちかひの条々」は家康を弾劾した内容であるから、「内府ちかひの条々」によって弾劾された本人（家康）に対して送っていない、と想定すること自体が不自然であろう。その意味で上記の『義演准后日記』7月18日条の記載は重要である。

そして、『義演准后日記』7月19日条⁽²¹⁾には「家康へ奉行ヨリ十三ヶ條數流布、一見了」と記されていて、7月19日の時点で、大名ではない義演ですら「内府ちかひの条々」を見ていること

がわかるので、弾劾された当事者である家康が7月28日の遅くまで「内府ちかひの条々」の存在を知らなかったとは想定し難い。

上述のように、「内府ちかひの条々」が出された翌日（7月18日）には、三奉行が「内府ちかひの条々」を家康がいる江戸へ遣わしたことを義演が知っていたことや、「内府ちかひの条々」が出された翌々日（7月19日）には義演が「内府ちかひの条々」を見た、としている点は注目される⁽²²⁾。

つまり、上方にいたとはいえ、大名でもなく、武士階級でもない義演が、「内府ちかひの条々」が出された7月17日の翌日、翌々日にはこれだけ早く、しかも正確に情報を把握していたのに、「内府ちかひの条々」を三奉行から直接送られた当事者の家康が11日後にやっと知った、という本多論文の見解には首肯し難い。

4. 「宮部長熙書上」（宮部文書）の解釈の問題

本多論文では、新たに「宮部長熙書上」（宮部文書）を提示して、その内容解釈が示された。本多論文では、この史料について「小山での談合・評定に直接かかわる寛永10年（1633）の宮部長熙（入道長令）書上を示すと、〔史料5〕のごとくである。後年のもので記憶違いなどがあるかもしれないが、本人が直接体験したことであるため、史料としての信憑性は高いと考えられる。」「本史料は、小山での談合・評定について雄弁に語ってくれている稀有な史料である。」と高い評価を与えている。

本多論文で引用されている史料の引用部分は、一条目から三条目である。本多論文では二条目の史料内容の解釈として「つぎの二条目が重要で、宇都宮にいる秀忠にも挨拶しようと思ひ小山を出て途中まで来たところ、上方で三成が逆心したということで、諸大名は小山へ集まるようにとの御触があり、長熙も宇都宮へは祇候せず、小山へ帰ったといっている。このことから、御触によって諸大名が小山に招集されたことが明らかである。」と指摘している。

この史料内容で疑問に思われる点は、諸大名を小山に招集した御触が、一次史料（触書）として一つも伝存していない、という点である。御触によって諸大名を小山に招集したのであれば、その御触は複数出されたわけだから、一次史料（触書の原本だけでなく写しも含む）として残されているはずではないだろうか。

次に、本多論文では三条目の史料内容の解釈として「小山において家康の下知があり、三成が挙兵したので、上方の者（豊臣系諸将）は先手として西上するよに」ということで、それぞれ組を編成して罷り上ることになったといっている。」と指摘している。

この解釈を見てもわかるように、小山において「家康の下知」によって「上方の者（豊臣系諸将）は先手として西上するよに」と命じられたのであり、小山で評定があったとは全く書かれていないのである。この箇所は史料の原文では、「小山にて 権現様 御詔ニハ、石田治部少逆心仕候間、上方者ハ御先手仕候得と 御意にて、其レニ組を被 仰付、御先ニ罷上候」と記されていて、家康の「御詔」によって「上方者」が「先手」として命じられた、としている。「御詔」とは「貴人の命令。仰せ。おことば。」⁽²³⁾という意味であるから、家康の命令により豊臣系諸将が先手として西上することになった、とはっきり書かれている。つまり、この史料の三条目によって、小山評定があったことを証明することはできないのである。

本多論文では、この点について「これによると、豊臣系諸将の西上は、家康の一方的な命令によって決まったかのようにみえるが、実際には〔史料3〕（引用者注：前掲「8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」を指す）で家康自身がいうように、一堂に会したかどうかはともかく、上方

を優先すべきだとする諸将からの進言もあり、諸将の同意を取り付けながら、家康は反転・西上の意図を貫いたのである。」と指摘している。

しかし、本多論文の〔史料3〕（前掲「8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」）には「羽柴左衛門大夫・田中兵部・羽柴三左衛門尉・羽柴越中守、各先々上方仕置申付候へて不叶由、再三依被申、先江戸迄帰陣仕候」と記されていて、福島正則・田中吉政・池田輝政・細川忠興それぞれが、まずまず「上方仕置」を申し付けなくては思うようにならない旨を再三述べたので⁽²⁴⁾、（上杉討伐を中止して）まずは（家康は）江戸まで帰陣した、としているので、ここには上述した本多論文の「諸将の同意を取り付けながら」とは全く書かれていない。

つまり、「諸将の同意」を取り付けた、とは本多論文の〔史料3〕にも〔史料5〕にも書かれていないのである。よって、この〔史料5〕について、「小山での談合・評定について雄弁に語ってくれている稀有な史料」とする本多論文の評価は妥当ではないということになる。そうすると、本多論文における「問題は、この決断を実行に移すために、いまだ主従関係になかった豊臣系諸将の同意と納得をどう取り付けるかであり、それを取り付けたのが、小山での談合・評定であったとみてよいのではないか」（下線引用者）という指摘を論証するためには、「豊臣系諸将の同意と納得」を取り付けたことを証明できる一次史料の提示が必要になってくるであろう。「納得」という点については、本多論文の〔史料3〕からそう読み取れなくはないが、「同意」という点については、本多論文で示した史料からは論証することができないのである。

もっとも、本多論文では〔史料4〕（前掲「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」）における「上方之儀各被申談、仕置ニ付、会津表御働御延引ニ候」について「上方之儀」（三成らの挙兵）について家康が諸将に申し談ぜられ、その「仕置」（処置）として、会津への軍事行動を延期することになった」と解釈しているので、この点に「豊臣系諸将の同意と納得」を取り付けた、と本多氏は理解されているのかもしれないが、この部分の史料解釈については拙論における私見⁽²⁵⁾とは異なる、ということをおきたい。

なお、〔史料5〕の内容からは、家康は宇都宮まで進まず小山にとどまった、というように読み取ることができるが、後述するように、一次史料の検討によれば家康は宇都宮まで進んだことは明らかなので、この点は事実と反することになる。

次に、本多論文の〔史料5〕の三条目の後半部分に書かれている内容をまとめると、①宮部長熙は初めは藤堂高虎と「一所」（になるように家康から）命じられたが、宮部長熙は（出身が）「近江北ノ郡」の者であるので、その身は若輩であっても家中の者が「案内」を知っているであろうことと、田中吉政は古くは宮部長熙（宮部継潤カ）の譜代であったので、「一所」に西上するように（家康が）命じた、②小山からすぐに西上した時、宮部長熙は遠江の浜松に陣取りをした時、（自分の）与力の木下重堅と垣屋恒総の2人は申し合せて、宮部長熙に背いて、家康に逆心をして、本坂を通して三河の吉田から船に乗って西上した、というようになる。

この記載内容は正しいことを記しているのだろうか。〔史料5〕に出てくる宮部長熙以外の関係者（徳川家康、徳川秀忠、藤堂高虎、田中吉政、木下重堅、垣屋恒総）は、〔史料5〕が成立した寛永10年の時点ではすべて死没している。よって、寛永10年の時点では、この話の真偽を検証するための証人が存在せず、話を捏造できる可能性はあるだろう。

本多論文の〔史料5〕の三条目の後半部分の記載内容が正しいとすれば、宮部長熙の与力の木下重堅と垣屋恒総は上杉討伐のために東下し、その後、西上する時に浜松（遠江）で宮部長熙に背き、吉田（三河）から乗船して西上した、ということになる。

この点について、『鳥取県史』2巻（中世）⁽²⁶⁾では「身上相果申科之次第」には、木下・垣屋はともに宮部の与力として東国に下っていたが、西上の際、兩人申し合せて三河の吉田（愛知

県豊橋市)から舟で上方に上ったと記している。この点は長熙の記述をとるべきであると思うが、西上後木下・垣屋がどんな働きをしたか、この文書は触れていない。」と記されている。

この中で「長熙の記述をとるべきである」としながらも、「西上後木下・垣屋がどんな働きをしたか、この文書は触れていない」という点には疑義を提示している。というのは、この引用箇所前の部分で、『鳥取県史』2巻(中世)では、『因幡民談記』には木下重堅(若桜鬼ヶ城主)と垣屋恒総(浦富桐山城主)が伏見城攻撃、大津城攻撃に参加してその攻略に功があったことが記されているので、木下重堅と垣屋恒総が伏見城攻撃に参加していたとすれば、この2人の上杉討伐による東下とその後の西上は時期的に無理であるから、こうした時期的な矛盾をどのように考えるのか、という問題が出てくるのである。ただし、『因幡民談記』は近世初期の編纂史料(二次史料)なので⁽²⁷⁾、この問題については、疑義の提示にとどめておきたい。

なお、本多論文の〔史料5〕とは別に「慶長5年10月20日付田中吉政宛宮部長熙陳状」⁽²⁸⁾という史料が存在する。この史料の存在については本多論文では指摘されていないが、この史料には本多論文の〔史料5〕の一条目～三条目に該当する内容の話は記されていない。もっとも、上記の「慶長5年10月20日付田中吉政宛宮部長熙陳状」は、後半の一紙のみであり、前半の一紙を逸する前欠の文書であるから⁽²⁹⁾、前半の一紙に、本多論文の〔史料5〕の一条目～三条目に該当する内容の話が記されていたのかどうか検証したいが、現時点では前半の一紙が発見されない限り確認はできない。

5. 家康の宇都宮在陣と諸将の宇都宮集結

【家康の行動日程の再検討】

通説では、家康は7月21日に江戸を出陣したあと小山に在陣し、その後、江戸に帰った、としている。本多論文でも「21日に江戸から出馬した家康は、23日に古河着陣、小山には24日に着陣したことになるだろう」としている。

この期間の家康の行動を中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻⁽³⁰⁾の解説をもとに記すと、7月21日江戸(武蔵)発、22日岩槻(武蔵)着、23日古河(下総)着、24日小山(下野)着、25日小山在、26日小山在、27日小山在、28日小山在、29日小山在、30日小山在、8月1日小山在、2日小山在、3日小山在、4日小山発、5日江戸着となる⁽³¹⁾。

つまり、家康は7月21日に江戸を出陣したあと、7月24日～8月4日までの11日間は小山に在陣し、小山より北へは進んでない、ということになる。この家康の行動日程は、現在の通説に受け継がれており、本多論文でもそれを踏襲している。

家康が7月21日に江戸を出馬したことは、「7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状」⁽³²⁾、「7月22日付瀧川雄利宛徳川秀忠書状」⁽³³⁾に明記されている。しかし、家康が小山に11日間も在陣したことや、小山より北へは進んでないということは本当なのであろうか。

実は家康が小山に在陣したことを示す一次史料は、「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」⁽³⁴⁾で「此方も小山令在陣」と記されているだけである。つまり、一次史料では、7月28日に家康が小山にいたことがわかるのみであって、いわゆる小山評定がおこなわれたとされる7月25日さえ、家康が小山にいたことを一次史料で証明することはできないのである。また、7月24日に家康が小山に着陣したということも一次史料に記載されているわけではない。これらのことから、いわゆる小山評定について、一次史料の論拠がいかにか乏しいものであるかがわかる。

上記のように、通説では7月24日～8月4日までの11日間、家康は小山に在陣し、小山より北へは進んでない、としているが、この点については次のように、一次史料によって明確に否定で

きる。

まず、「8月2日付伊達政宗宛カ徳川家康書状」⁽³⁵⁾には「中納言、此地ニ差置候條、万事可有御相談事」と記されているほか、「8月2日付森忠政宛徳川家康書状」⁽³⁶⁾には「爰元二者、中納言差置」と記されている。では、家康が秀忠を置く、とした「此地」、「爰元」がどこなのか、ということが問題になる。このことについては、「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」⁽³⁷⁾に「中納言、宇都宮差置」と記されているので、「此地」、「爰元」とは宇都宮であることがわかる。とすると、8月2日に家康は秀忠と共に宇都宮に在陣していたことがわかり（家康が小山〔上述のように7月28日に家康は小山にいた〕から宇都宮に来たのは、家康が江戸へ帰る前に、秀忠に対して直接、種々の指図をする目的があったと考えられる）、上述した通説の8月2日に家康が小山に在陣していた、という点は誤りであることになり、さらに家康は小山より北へは進んでないという通説も誤りになる。

上杉討伐では宇都宮城が家康にとっての本営であるので、家康が7月28日に所在した小山（上述のように、家康が7月28日に小山に在陣していたことは一次史料で証明できる）から北上して、8月2日の時点で本営がある宇都宮に在陣していたことは当然の行動と考えられるのであるが、これまでは家康が小山から北上せずに江戸へ引き返した、という先入観が強すぎたため、一次史料の内容の正確な読取りに失敗していたのである。

そもそも、「7月22日付森忠政宛徳川家康書状」⁽³⁸⁾には「昨廿一日至宇津宮著陣之由、御太儀共二候、頓而其元江参以面可申候條、令省略候」と記されていて、当初から家康は宇都宮へ着陣することを予定していたので、家康が宇都宮まで進まず、小山で引き返したと理解する方が不自然であるといえよう。

では、家康はいつ宇都宮に着陣したのだろうか。上述のように、家康が7月28日に小山に在陣していたことは一次史料で証明できるから、（1）家康は7月28日までは小山に在陣していて、それから移動して宇都宮に着陣したのは同日（28日）以降（小山—宇都宮間の距離を考えると、28日に小山を発して同日中に宇都宮へ着陣した、と想定することも可能である）であった、（2）家康は7月28日は小山に在陣していたが、それ以前から宇都宮に在陣しており、7月28日は何かの理由で小山に所在し、その後、また宇都宮へ帰った、という2つの想定が可能であるが、以下の検討結果からすれば上記（2）ということになる。

「7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」⁽³⁹⁾には、①榊原康政は秋田実季から来た使札の内容を家康に申し聞かせた、②この度、「此方」へ下ってきた上方衆に同道して家康は上洛する、③「此表」の仕置は徳川秀忠に申し渡す、④榊原康政はこの度は「此方」に残し置かれることになった、と記されている。

この中の、上記③の「此表」と上記④の「此方」は宇都宮を指すことは明らかである。よって、上記②の「此方」も宇都宮を指すことになり、上杉討伐のために上方から下ってきた諸将は、宇都宮に集結しており、諸将は宇都宮から反転西上することになった、ということは明らかである。

上記①の榊原康政が秋田実季から来た使札の内容を家康に申し聞かせた場所と日付は記されていないが、家康に申し聞かせた日付として、この書状の日付である7月27日か、或いは、その前日（7月26日）が考えられるので、その時点で榊原康政は家康と同じ場所にいたことは明らかである。そして、「7月26日付堀秀治宛徳川家康書状」⁽⁴⁰⁾を奉じたのは榊原康政と西尾吉次であるから⁽⁴¹⁾、7月26日には榊原康政は家康と同じ場所にいたことになるので、このことと、上記④の「此方」は宇都宮を指すことを考慮すると、7月26日に榊原康政は家康と共に宇都宮にいたことは明らかである。このように考えると、いわゆる小山評定がおこなわれたとされる7月25日

は、その前日であるから、それ以前に家康が小山にいたとすれば、7月25日は小山から宇都宮への移動日にあたるので、25日に家康が小山に在陣して、いわゆる小山評定がおこなわれたという点も再検討が必要になってくる。

なお、上述のように家康は7月28日に小山に在陣していることは一次史料によって明らかなので、7月27日は家康が宇都宮から小山へ移動した可能性が高い。

「7月27日付山内一豊宛大久保忠隣・本多正信連署状」⁽⁴²⁾には、「明日、御大儀に候得共、御越可被成候由被申候」と記されていて、山内一豊に対して7月28日に来るように指示をしていることがわかる。大久保忠隣と本多正信は徳川秀忠の側近部将であるから、山内一豊に対して、7月28日に来るように指示をしているのは秀忠（宇都宮に在陣）ということになる⁽⁴³⁾。

この「7月27日付山内一豊宛大久保忠隣・本多正信連署状」の内容からすると、7月28日の時点で山内一豊は宇都宮にいたことになり、本多論文での「豊臣系諸将がいっせいに西上を開始した26日」という指摘は再検討が必要になるかもしれない。

「7月晦日付塩谷孝信宛徳川家康書状」⁽⁴⁴⁾の添状は同日付で大久保忠隣が出している⁽⁴⁵⁾。大久保忠隣は当時、宇都宮に在陣していた秀忠の側近部将であるので、7月晦日には家康は宇都宮に在陣していた、と考えられる。

ただし、同日付で大久保忠隣が出した添状には、「於半途、被及返報候」（この場合の「返報」とは家康書状を指す）と記されているので、家康は7月晦日に小山から宇都宮へ移動したと考えられる。

「慶長5年8月朔日付木曾諸奉行人中宛徳川家康朱印状」⁽⁴⁶⁾は本多正信と大久保長安が奉じており⁽⁴⁷⁾、本多正信は当時、宇都宮に在陣していた秀忠の側近部将であり、大久保長安は宇都宮で小荷駄奉行をしていたので⁽⁴⁸⁾、8月1日も家康は宇都宮に在陣していた、と考えられる⁽⁴⁹⁾。このように考えると、7月晦日～8月1日は家康は宇都宮に在陣していたことになる。

「8月2日付森忠政宛徳川家康書状」⁽⁵⁰⁾には、「近々為上洛可申、先至于江戸帰陣申候」と記されていて、家康は近々上洛するために、まず江戸に帰陣する、としている。そして、「8月3日付加藤貞泰宛酒井忠世書状」⁽⁵¹⁾には「中納言以書状可被申入候得共、路次中如何候間、御書状不被申入候」と記されていて、8月3日には秀忠は「路次中」であるため加藤貞泰への書状を出すことができない（そのため秀忠の指示で酒井忠世〔宇都宮に所在〕が書状を出した）としている。よって、家康は8月2日に宇都宮を発して⁽⁵²⁾、翌日の3日は江戸への移動中であり、3日の時点では秀忠も家康に途中まで同道していた、と考えられる（秀忠はその後宇都宮へ帰ったのであろう）。

家康が江戸に帰着したのは、「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」に「一昨五日、江戸致帰城候」と記されているので、8月5日である。よって、家康は8月4日も宇都宮から江戸への移動中ということになる。

以上の家康の行動日程をまとめると、7月21日江戸発、22日～25日不明⁽⁵³⁾、26日宇都宮在、27日宇都宮から小山へ移動、28日小山在⁽⁵⁴⁾、29日小山在、晦日小山から宇都宮へ移動、7月晦日～8月2日宇都宮在、2日宇都宮発、3日～4日江戸へ移動、5日江戸着、というようになる⁽⁵⁵⁾。

「8月13日付中川秀成宛黒田如水書状」⁽⁵⁶⁾には「東之儀、内府公御存分ニ被仰付、武蔵（下野カ）之小山ハ廿七日ニ引返、上方へ御出陣之由申来候、廿六日ニ御上究候て（後略）」と記されている。このことはまとめると、①「東之儀」（上杉討伐の中止を指すと考えられる）は家康が思い通りに命じた、②家康は武蔵（下野が正しい）の小山から（7月）27日に引き返して、上方へ出陣することになった、③（7月）26日に西上が決まった、ということになる。

この中で、上記①は上杉討伐の中止は家康が独断で⁽⁵⁷⁾命じたこと（つまり、家康が上から命令した）を明記しており、このことから、いわゆる小山評定（家康と諸将との合議）の存在を明確に否定できる。上記②は7月27日に家康が小山から引き返した、としているが、上述のように、家康自身が「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」⁽⁵⁸⁾で小山に在陣していることを明記しているため、7月27日に家康が小山から引き返したという点は否定できる。上記③は「御上」と記されているので、諸将の西上ではなく、家康自身の西上ととらえるべきであるが、家康の西上と諸将の西上が1セットで同時に決まったとすると、家康と諸将の西上が7月26日に決定したことになる。とすれば、いわゆる小山評定が7月25日におこなわれた、ということも否定することになる。上述のように7月26日に家康は宇都宮に在陣していたと考えられるので、家康と諸将の西上が7月26日に宇都宮で決定し、その決定は評定ではなく、家康から諸将に対する命令によって決定したことになる。

前掲「8月13日付中川秀成宛黒田如水書状」に家康が小山から27日に引き返した、と記されている点を否定したことについては、今後、異論が出てくるかもしれないが、上述のように、家康自身が7月28日付の書状で小山に在陣していることを明記している（「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」⁽⁵⁹⁾）ほか、「8月2日付伊達政宗宛徳川家康書状」⁽⁶⁰⁾、「8月2日付森忠政宛徳川家康書状」⁽⁶¹⁾の内容から8月2日に家康は秀忠と共に宇都宮に在陣していたことは明らかなので、その点を否定理由とすることにはしない。同じ一次史料であっても、前掲「8月13日付中川秀成宛黒田如水書状」は伝聞内容を記したものであるのに対して、前掲「8月2日付伊達政宗宛徳川家康書状」、前掲「8月2日付森忠政宛徳川家康書状」は当事者である家康自身が出した書状であるため、黒田如水書状と家康書状を比較した場合、家康書状の内容の方に信憑性があるのは言うまでもない。

なお、家康が宇都宮に在陣していたことは、「(慶長5年)10月20日付大友能乗書状」⁽⁶²⁾に「今度内府様被成 御出馬付而、下野国(ママ)従宇津宮、直ニ此地大坂迄令供奉、軍勞無比類候」と記されていて、家康が上杉討伐に出陣して、その供奉を大友能乗は宇都宮から大坂までおこなった、としていることからあきらかである⁽⁶³⁾。

【諸将の宇都宮集結】

次に、諸将がどこに集結したのか、具体的に言えば小山なのか宇都宮なのか、という問題を考えたい。上述のように、一次史料の検討によれば、家康は宇都宮まで北上して在陣していたことは明らかなので、常識的に考えれば、諸将は宇都宮に集結したはずである。

「7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状」⁽⁶⁴⁾に、「我等は昨日うつ宮(ママ)まで越有之事ニ候」と記され、「7月22日付森忠政宛徳川家康書状」⁽⁶⁵⁾には「昨廿一日至宇津宮著陣之由、御太儀共ニ候」と記されている。よって、細川忠興は7月20日に宇都宮に着陣し、森忠政は7月21日に宇都宮に着陣したことがわかる。

上述のように、家康は7月21日に江戸を出馬した（「7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状」⁽⁶⁶⁾、「7月22日付瀧川雄利宛徳川秀忠書状」⁽⁶⁷⁾）。

秀忠は7月19日に江戸を出陣して、7月21日に古河に着陣した（「7月22日付瀧川雄利宛徳川秀忠書状」⁽⁶⁸⁾）。

上述のように、当初から家康は宇都宮へ着陣することを予定していたので（「7月22日付森忠政宛徳川家康書状」⁽⁶⁹⁾）、当然、徳川方陣營の本営である宇都宮を目指して進んだのであり、秀忠も宇都宮を目指して進んだと考えられる。

上述した細川忠興、森忠政の宇都宮着陣は、諸将の集結場所が宇都宮であったことを示している。「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」⁽⁷⁰⁾には、この間は宇都宮にいた、と記されているの

で、浅野幸長も7月29日より前に宇都宮に在陣していたことがわかる。

一次史料では、諸将が小山に続々と着陣したということが確認できない一方で、宇都宮へは上述のように複数の部将の宇都宮着陣が確認できる。二次史料（後世の編纂史料）で諸将が小山に集結したという記載がどれだけ多くても、一次史料で確認できない限り、その信憑性は低いと言わざるを得ない。

そもそも、徳川方の本営（宇都宮）でもない小山のような中途半端な位置の場所に諸将が集結した、としている通説の方に無理があり、本来であれば本営がある宇都宮に諸将が集結するはずである。この点は、上述したように、「7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」⁽⁷¹⁾に、この度、「此方」(宇都宮)へ下ってきた上方衆に同道して家康は上洛する、と記されていることから、上杉討伐のために上方から下ってきた諸将は宇都宮に集結していたことは明らかである。よって、諸将は、小山ではなく、宇都宮から反転西上することになったのである。このように考えると、いわゆる小山評定の話自体が現実性のない幻想であったことが明確になる。

そして、徳川方の本営（宇都宮）でもない小山に、家康が11日間も在陣してとどまっておき、徳川方の本営である宇都宮へも行かずに家康は江戸へ引き返した、と考えることの方に無理がある。こうした無理な想定がこれまで通説としてまかり通ってきた要因としては、軍記物などの後世の編纂史料によって、いわゆる小山評定が壮大なドラマとして、あたかも歴史的事実であるかのように演出され喧伝されてきたことに起因していると考えられる。そのため、いわゆる小山評定という壮大なドラマの演出に幻惑されて、これまで、だれもこうした点に疑問をはさまなかったであろう。

おわりに

上述したように、本多論文では、今回新たに〔史料5〕として「宮部長熙書上」(宮部文書)を提示して、その内容解釈が示された。しかし、本稿での検討によれば、この内容については、上述したように、家康の命令(「御詔」)により豊臣系諸将が先手として西上することになった、とはっきり書かれている。つまり、本多論文の〔史料5〕は、いわゆる小山評定の存在を実証する史料とはなり得ず、逆に、いわゆる小山評定がなかったことを示す史料であると評価できよう。

本多論文の〔史料5〕(「宮部長熙書上」)は寛永10年成立の編纂史料(二次史料)である。編纂史料(二次史料)を論文においてどのように使うのか、という問題は論文の著者の判断に任せられるべきであると思うが、いわゆる小山評定の存否に関する問題の核心部分について、二次史料を論拠として論証しようとするのはいかがなものだろうか。

若輩の私がこのようなことを申し上げるのは、大変失礼な言い方になるかもしれないが、本多氏がいわゆる小山評定の存在論の御立場から論証を試みられるのであれば、原則としては、あくまで一次史料によって、いわゆる小山評定の存在を証明されるべきではないだろうか。というのは、本多論文では指摘されていないが、『山内家史料・第一代一豊公紀』収載の「谷川氏記録」⁽⁷²⁾、「坪内宗休覚書」⁽⁷³⁾のように、軍記物以外の編纂史料(二次史料)で、いわゆる小山評定について詳しく記されている史料もあり、そうした二次史料を論証の論拠として使用しだすとときりがないからである。

なお、本稿では、家康は小山にとどまったのではなく宇都宮まで進み、宇都宮に在陣したあと江戸へ引き返した(諸将も集結した宇都宮から引き返して西上した)ことを一次史料を論拠として論証することができた。この点はこれまで通説で指摘されてこなかった点であり、いわゆる小

山評定の存在を明確に否定する意味をも含んでいる。

このことについては、今後、本多氏（或いは、同氏以外の研究者も含めて）から異論が出てくるかもしれないが、その際には、異論に対して真摯に検討させていただく所存である。

〔註〕

- (1) 本多隆成「『小山評定』再論—白峰旬氏のご批判に応える—」（『織豊期研究』17号、織豊期研究会、2015年）。
- (2) 「7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」（『福島家系譜』所収、『広島県史』近世資料編Ⅱ、広島県、1976年、13頁）。
- (3) 拙稿「小山評定は本当にあったのか？」（渡邊大門編『家康伝説の嘘』、柏書房、2015年）。
- (4) 「8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」（中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、日本学術振興会、1959年、568～569頁）。
- (5) 「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」（図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏—近世大名への転身—』、黒羽町教育委員会、2004年、18、48頁）。新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」（『那須文化研究』13号、那須文化研究会、1999年、66頁における史料翻刻【1】）。
- (6) 前掲・拙稿「小山評定は本当にあったのか？」。
- (7) 「8月4日付福島正則宛徳川家康書状」（前掲『徳川家康文書の研究』中巻、552頁）。
- (8) 「8月朔日付田中吉政宛徳川家康書状」（徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』第二輯、財団法人徳川黎明会、2006年、388頁）。
- (9) 「8月朔日付田中吉政宛徳川家康書状」（前掲『新修徳川家康文書の研究』第二輯、388頁）。
- (10) 「7月18日付明行坊・経間坊宛稲葉通孝書状」（『岐阜県史』史料編古代・中世1、岐阜県、1969年、851～852頁）。
- (11) 『時慶記』慶長5年7月13日条（『時慶記』第2巻、時慶記研究会編、本願寺出版社発行、臨川書店総発売元、2005年、83頁）。
- (12) 『義演准后日記』慶長5年7月15日条（『義演准后日記』第2〈史料纂集〉、続群書類従完成会、1984年、201頁）。
- (13) 『義演准后日記』慶長5年7月11日条（前掲『義演准后日記』第2、199頁）には「今度、依念劇如此斗カ、尤〜、」と記されている。「念劇」とは「混乱すること。いざこざなどによる世の騒ぎ。」という意味（『日本国語大辞典（第二版）』8巻、小学館、2001年、236頁、「忽劇・念劇（そうげき）」の項）であるから、7月11日の時点で政情が不安定になり、三奉行サイド（豊臣公儀）が反家康の軍事的動きを活発化させていたことを指すと考えられる。具体的な事例としては、「内府ちかひの条々」が出された7月17日の前日にあたる「7月16日付鍋島生三宛鍋島勝茂書状」（『佐賀県史料集成』古文書編、第11巻、佐賀県立図書館編集、佐賀県史料刊行会発行、1970年、155号文書、104頁）では、国許から2000人程の軍勢を早々に上らせる（＝上坂させる）ように鍋島勝茂が指示している。この書状では、鍋島直茂の上国（＝上坂）のことは、鍋島勝茂から増田長盛に対して「申分」を遣わすので、鍋島直茂が上ること（＝上坂）がなくても支障はない、と記されていて、三奉行の一人である増田長盛から鍋島勝茂に対して、父である鍋島直茂の上坂を指示していたことがわかる。よって、国許から2000人程の軍勢（この軍勢は本来、鍋島直茂が召し連れて上坂する予定の人数であったと考えられる）を早々に上らせることは増田長盛から鍋島勝茂に対しての指示であった可能性が高い。このように、「内府ちかひの条々」を出す前日に、三奉行サイド（豊臣公儀）がすでに大名に対して兵力動員の指示を出していたことは注目される。この兵力動員の目的は三奉行サイド（豊臣公儀）による反家康の軍事行動に直結していたと考えられる。なお、この「7月16日付鍋島生三宛鍋島勝茂書状」の存在については、佐賀戦国研究会代表の深川直也氏より御教示をいただいた。記して感謝したい。
- (14) 稲葉通孝は上方からではなく国許（美濃国）から上杉討伐のために出陣して東下したと想定することもできるが、三奉行サイド（豊臣公儀）からの指示により国許に帰ったとすると、上方から上杉討伐のために出陣して東下しようとした、と想定した方が整合的に理解できる。
- (15) 「7月26日付京極高次宛徳川家康書状」（前掲『徳川家康文書の研究』中巻、533頁）。
- (16) 「7月27日付秋田実季宛徳川家康書状」（前掲『徳川家康文書の研究』中巻、535頁）。

- (17) 「7月20日付加藤貞泰宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、513頁)。
- (18) 『義演准后日記』7月18日条(前掲『義演准后日記』第2、202頁)。
- (19) 前田玄以(「徳善院」)の名前が塗抹された理由はよくわからないが、前田玄以が反家康の立場で動いたことについて、義演にとって関ヶ原の戦い後に不都合な理由ができたからかもしれない。しかし、実際に「内府ちかひの条々」は三奉行(前田玄以・増田長盛・長束正家)によって出されている。また、「家康へ」の次の塗抹された部分に何が書かれていたのかよくわからないが、内容的には家康が秀頼様の敵になった、という意味のことが記されていた可能性が考えられる。このことが義演にとって関ヶ原の戦い後に不都合になり、塗抹した可能性もある。
- (20) 当時、大坂から出した書状が江戸に何日後に届くのか、という点を考える場合、慶長5年8月に家康方諸将が岐阜から出した注進状が3日後(「(慶長5年)8月25日付井伊直政・本多忠勝・石川康通宛徳川家康書状」、中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集、日本学術振興会、1971年、135～136頁)、或いは、4日後(「(慶長5年)8月26日付福島正則宛徳川家康書状」、前掲『徳川家康文書の研究』中巻、630～631頁、「(慶長5年)8月26日付池田輝政宛徳川家康書状」、前掲『徳川家康文書の研究』中巻、631頁、「(慶長5年)8月28日付浅野幸長宛徳川家康書状」、前掲『徳川家康文書の研究』中巻、639頁)に江戸へ届いているので、この事例を参考にすると、距離的に考えて計算上1日加算して、大坂から出した場合、4日～5日後には江戸へ届くと考えられる。
- (21) 『義演准后日記』7月19日条(前掲『義演准后日記』第2、202頁)。
- (22) このことは「内府ちかひの条々」の流布の速さなどの状況を考えるうえで参考になる。
- (23) 『日本国語大辞典(第二版)』5巻(小学館、2001年、774頁、「御説・御定(ごじょう)」の項)。
- (24) 福島正則・田中吉政・池田輝政・細川忠興の発言があったことは〔史料3〕に記されているが、この発言が小山であったとは〔史料3〕には全く書かれていない点には注意する必要がある。
- (25) 前掲・拙稿「小山評定は本当にあったのか?」。
- (26) 『鳥取県史』2巻(中世)(鳥取県、1973年、507頁)。
- (27) 『因幡民談記』は、鳥取藩医小泉友賢(1622～91)の手による近世初期の地誌。『因伯文庫本 稲葉民談記』(日本海新聞社刊行、1968年)の「解題」(徳永職男執筆)によれば、友賢の著述した民談記は全10巻で、寛文13年(1673)に原形ができあがり、その後部分的に加筆がなされて貞享5年(元禄元年・1688)に完成したとされる(『新鳥取県史』資料編、古代中世1、古文書編上、鳥取県、2015年、における史料解題、47頁)。
- (28) 「慶長5年10月20日付田中吉政宛宮部長熙陳状」(『新鳥取県史』資料編、古代中世1、古文書編下、鳥取県、2015年、596頁)。
- (29) 前掲『新鳥取県史』資料編、古代中世1、古文書編下(596頁)。
- (30) 前掲『徳川家康文書の研究』中巻(518～523、527、530、535、537、544、546、549、557頁)の解説。
- (31) 藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』(第2版)(思文閣出版、2016年、120頁、相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」)では、7月21日江戸発、28日小山在、8月2日小山発カ、5日江戸着、としていて、8月2日小山発カ以外は同じである。
- (32) 「7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、519頁)。
- (33) 「7月22日付澁川雄利宛徳川秀忠書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、526頁)。
- (34) 「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、537頁)。
- (35) 「8月2日付伊達政宗宛カ徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、548頁)。
- (36) 「8月2日付森忠政宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、548～549頁)。
- (37) 「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、561頁)。
- (38) 「7月22日付森忠政宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、521頁)。
- (39) 「7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、534～535頁)。
- (40) 「7月26日付堀秀治宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、531～532頁)。
- (41) 「7月26日付堀秀治宛徳川家康書状」の文末には「猶榊原式部大輔・西尾隠岐守可申候間、令省略候」と記されている(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、532頁)。
- (42) 「7月27日付山内一豊宛大久保忠隣・本多正信連署状」(『山内家史料・第一代一豊公紀』、山内神社宝物資料館、1980年、331頁)。
- (43) 上述のように家康は7月28日に小山に在陣していることは一次史料によって明らかであるので、『山内家史

料・第一代一豊公紀』の慶長5年7月27日条の綱文では「大坂ノ情報再ビ諸川ノ陣営ニ達ス、公直ニ之ヲ家康ニ報ズ」と記されていて、28日に来るように指示した人物を家康に比定している点は訂正が必要であろう。

- (44) 「7月晦日付塩谷孝信宛徳川家康書状」(前掲『新修徳川家康文書の研究』第二輯、386頁)。前掲『新修徳川家康文書の研究』第二輯(386頁)では、この書状の宛所である「塩谷彌七郎」を塩谷孝信に比定している。しかし、塩谷孝信は天正14年(1586)に死去しているので慶長5年に比定されるこの文書とは年代的に合致しないため、「塩谷孝信」としておく。
- (45) 「7月晦日付塩屋(谷カ)孝信宛大久保忠隣書状」(前掲『新修徳川家康文書の研究』第二輯、387～388頁)。前掲『新修徳川家康文書の研究』第二輯(388頁)では、この書状の宛所である「塩谷彌七郎」を塩谷孝信に比定している。しかし、塩谷孝信は天正14年に死去しているので慶長5年に比定されるこの文書とは年代的に合致しないため、「塩谷孝信」としておく。
- (46) 「慶長5年8月朔日付木曾諸奉行人中宛徳川家康朱印状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、547頁)。
- (47) 「慶長5年8月朔日付木曾諸奉行人中宛徳川家康朱印状」において朱印の下には「本多佐渡守大久保十兵衛奉之」と記されている(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、547頁)。
- (48) 藤井讓治編『近世前期政治の主要人物の居所と行動』(京都大学人文科学研究所、1994年、33頁)。
- (49) 上述したように、「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、537頁)には、家康が小山に在陣していることが明記されているが、この家康書状を奉じているのは本多正信である(この家康書状の文末には「猶本多佐渡守可申候」と記されている)。この場合、「慶長5年8月朔日付木曾諸奉行人中宛徳川家康朱印状」との違いは、奉じているのが本多正信のみという点であり、7月28日の時点では、本多正信が宇都宮から小山へ行っていた、と考えるべきであろう。
- (50) 「8月2日付森忠政宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、548～549頁)。
- (51) 「8月3日付加藤貞泰宛酒井忠世書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、550頁)。
- (52) 前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』(第2版)(相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」)で「8月2日小山発カ」としている点は「8月2日宇都宮発」と訂正すべきであろう。
- (53) 7月22日～同月25日については家康の所在場所は一次史料で確認できない。新井敦史「関ヶ原合戦と那須衆」(図録『関ヶ原合戦と那須衆』、大田原市黒羽芭蕉の館、2015年、70頁)の指摘では、『多治比系伝』巻四などによれば、那須衆の大関資増・大田原晴清・伊王野資信は7月24日、小山に着陣した家康に拜謁している。よって、7月24日は、家康が宇都宮へ進む途上、小山に着いた日と考えられる。とすれば、7月25日に宇都宮着であろう。
- (54) 家康は宇都宮から小山へ来て、また宇都宮へ帰ったことになるが、小山へ来た目的は不明である。
- (55) この家康の行動日程を考慮すると、「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」に、その時(7月23日付の大関資増書状が浅野幸長のいるはずのところへ届いた日なので7月23日か24日と考えられる)に浅野幸長は小山へ行っていた、と記されているのは、7月24日であれば、上述のように家康が小山に着いた日と考えられるので(前掲註(53)参照)、浅野幸長が小山へ家康を出迎えに行っていた可能性も考えられる。
- (56) 「8月13日付中川秀成宛黒田如水書状」(神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』、臨川書店、1987年、92号文書)。
- (57) 原文での「御存分」は「思うままに行なうこと。思い通りにすること。」(前掲『日本国語大辞典(第二版)』8巻、562頁、「存分」の項)という意味があるので、家康の独断で命じた、と考えてよからう。
- (58) 「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、537頁)。
- (59) 「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、537頁)。
- (60) 「8月2日付伊達政宗宛カ徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、548頁)。
- (61) 「8月2日付森忠政宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、548～549頁)。
- (62) 「(慶長5年)10月20日付大友能乗書状」(『柳川市史』史料編V、近世文書(後編)、柳川市、2012年、240頁。『山口県史』史料編、中世3、山口県、2004年、425頁。)。前掲『山口県史』史料編、中世3(425頁)では、「御出馬」の語句の上の箇所を闕字にしている(「御出馬」のすぐ上を1文字分空けていない)。大友能乗は大友義統の嫡子である。
- (63) この文書は宛所の記載はないが、書状の内容から大友能乗の家臣宛と思われる。そして、その家臣も大友能乗の家康への供奉に従って同道した、と考えられる。
- (64) 「7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、519頁)。

- (65) 「7月22日付森忠政宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、521頁)。
- (66) 「7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、519頁)。
- (67) 「7月22日付瀧川雄利宛徳川秀忠書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、526頁)。
- (68) 「7月22日付瀧川雄利宛徳川秀忠書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、526頁)。
- (69) 「7月22日付森忠政宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、521頁)。
- (70) 「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」(前掲・図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏—近世大名への転身—』、48頁)。前掲・新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」(前掲『那須文化研究』13号、66頁における史料翻刻【1】)。
- (71) 「7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、534~535頁)。
- (72) 「谷川氏記録」(前掲『山内家史料・第一代一豊公紀』、320~321頁)。この史料の成立は明暦3年(1657)である(前掲『山内家史料・第一代一豊公紀』、330頁)。
- (73) 「坪内宗休覚書」(前掲『山内家史料・第一代一豊公紀』、325頁)。この史料の成立は寛文11年(1671)である(前掲『山内家史料・第一代一豊公紀』、330頁)。